

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 4 9 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第 2 条 法第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項、<u>法第 8 7 条の 4</u>並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請書の正本及び副本には、省令の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 高さが 2 メートルを超える<u>崖</u>に接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、<u>崖</u>の上端及び下端から当該建築物までの水平距離及び<u>崖</u>の形状を示す断面図</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定は、法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項、<u>法第 8 7 条の 4</u>又は法第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。第 1 4 条第 2 項において同じ。）の規定による通知について準用する。</p>	<p>(確認申請書に添付する図書)</p> <p>第 2 条 法第 6 条第 1 項（法第 8 7 条第 1 項、<u>法第 8 7 条の 2</u>並びに法第 8 8 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請書の正本及び副本には、省令の規定に定めるもののほか、次の各号に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p>(6) 高さが 2 メートルを超える<u>がけ</u>に接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、<u>がけ</u>の上端及び下端から当該建築物までの水平距離及び<u>がけ</u>の形状を示す断面図</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 及び 3 (略)</p> <p>4 前 3 項の規定は、法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項、<u>法第 8 7 条の 2</u>又は法第 8 8 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。第 1 4 条第 2 項において同じ。）の規定による通知について準用する。</p>

(中間検査申請書に添付する書類)

第2条の3 省令第4条の8第1項第4号

に規定する規則で定める書類は、中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書(第3号様式の4)その他建築主事が必要と認めて指示した図書とする。

2 (略)

(建築物の定期報告)

第3条 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 次のいずれかに該当する建築物

平成28年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

ア 政令第16条第1項第1号(劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物に限る。)及び第2号で定める建築物

イ 政令第16条第1項第3号(法別表第1(イ)欄(4)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)で定める建築物

(2) 次のいずれかに該当する建築物

平成29年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

ア 政令第16条第1項第1号(観覧場(屋外観覧場は除く。)、公会堂又

(中間検査申請書に添付する書類)

第2条の3 省令第4条の8第1項第5号

に規定する規則で定める書類は、中間検査申請書第4面に代わる工事監理報告書(第3号様式の4)その他建築主事が必要と認めて指示した図書とする。

2 (略)

(建築物の定期報告)

第3条 省令第5条第1項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第1項第1号及び第

5号で定める建築物 平成28年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

(2) 政令第16条第1項第2号、第3

号及び第4号で定める建築物 平成29年を始期として隔年の6月1日から9月30日まで

は集会場の用途に供する建築物に限る。）で定める建築物

イ 政令第16条第1項第3号（法別表第1（い）欄（2）項に掲げる用途に供する建築物に限る。）で定める建築物

ウ 政令第16条第1項第4号で定める建築物

2 から 4 まで （略）

（建築設備等の定期報告）

第4条 （略）

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第3項第1号で定める昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の4において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の初日から末日まで

(2)及び(3) （略）

3 及び 4 （略）

（許可申請書に添付する図書）

第10条 （略）

2 （略）

3 特工条例第3条ただし書、第4条ただし書、第5条ただし書又は第6条ただし書の規定に基づく許可を受けようとする

2 から 4 まで （略）

（建築設備等の定期報告）

第4条 （略）

2 省令第6条第1項の規定による報告の時期は、毎年、次の各号に掲げる建築設備等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 政令第16条第3項第1号で定める昇降機 当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する月の初日から末日まで

(2)及び(3) （略）

3 及び 4 （略）

（許可申請書に添付する図書）

第10条 （略）

2 （略）

3 特工条例第3条ただし書、第4条ただし書、第5条ただし書又は第6条ただし書の規定に基づく許可を受けようとする

者は、許可申請書（第5号様式）の正本及び副本にそれぞれ第1項各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請を許可したときは、第5号様式の2による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（建築協定の認可申請書）

第11条（略）

- 2 市長は、前項の申請を認可したときは、第6号様式の2による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

- 3 法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、建築協定変更（廃止）認可申請書（第6号様式の3）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書（廃止しようとする場合にあっては、第2号及び第4号に掲げる図書を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで（略）

- 4 市長は、前項の申請を認可したときは、第6号様式の4による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

者は、許可申請書（第5号様式）の正本及び副本にそれぞれ第1項各号に定める図書を添えなければならない。

- 4 市長は、前項の申請を許可したときは、申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものをもって申請者に許可した旨を通知する。

（建築協定の認可申請書）

第11条（略）

- 2 法第74条第1項又は法第76条第1項（法第76条の3第6項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき建築協定の変更又は廃止の認可を受けようとする者は、建築協定変更（廃止）認可申請書（第6号様式の2）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書（廃止しようとする場合にあっては、第2号及び第4号に掲げる図書を除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(7)まで（略）

- 3 市長は、前2項の申請を認可したときは、それぞれの申請書の副本にそれぞれの添付図書を添えて申請者に認可した旨を通知する。

(建築協定の設定の特則)

第11条の2 法第76条の3第4項において準用する法第73条第1項の認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内に当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった場合には、速やかに一人建築協定効力発生届(第6号様式の5)を市長に提出しなければならない。

(建築協定区域内の土地に係る借地権等が消滅した場合の届出)

第11条の3 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(第6号様式の6)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(建築協定に加わる場合の届出)

第11条の4 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(第6号様式の7)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(延焼防止上支障がないことの認定申請書)

第12条の4 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定を受けようとする者は、延焼防止上支障がない

(建築協定の設定の特則)

第11条の2 法第76条の3第4項において準用する法第73条第1項の認可を受けた者は、認可の日から起算して3年以内に当該建築協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった場合には、速やかに一人建築協定効力発生届(第6号様式の3)を市長に提出しなければならない。

(建築協定区域内の土地に係る借地権等が消滅した場合の届出)

第11条の3 法第74条の2第3項の規定による届出をしようとする者は、借地権消滅等届(第6号様式の4)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(建築協定に加わる場合の届出)

第11条の4 法第75条の2第1項又は第2項の規定により建築協定に加わろうとする者は、建築協定加入届(第6号様式の5)に、次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(延焼防止上支障がないことの認定申請書)

第12条の4 政令第115条の2第1項第4号ただし書又は政令第129条の2の3第1項の規定による認定を受けよう

この認定申請書（省令別記第48号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

2 市長は、前項の申請を認定したときは、省令別記第49号様式による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第6条第4項又は法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条の2及び第15条第4項において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物、昇降機又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事が完了する前に、建築主等又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届（第7号様式（その1））ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあっては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書（第7号様式（その2））により建築主事に届け出なければならない。

2 (略)

とする者は、延焼防止上支障がないことの認定申請書（第7号様式）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

2 市長は、前項の申請を認定したときは、申請書の副本の通知欄に所要の記載をしたものをもって申請者に認定した旨を通知する。

(申請書の記載事項の変更)

第13条 建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第6条第4項又は法第18条第3項（これらの規定を法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。第14条の2及び第15条第4項において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物、昇降機又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事が完了する前に、建築主等又は代理人、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、その旨を申請書記載事項変更届（第8号様式（その1））ただし、^し尿尿浄化槽に係る変更の場合にあっては、浄化槽に係る建築確認申請計画変更届出書（第8号様式（その2））により建築主事に届け出なければならない。

2 (略)

(申請の取下げの届出)

第14条 確認又は許可等の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、申請先である建築主事又は市長に取下届(第8号様式)を提出しなければならない。

2 (略)

(工事取りやめの届出)

第14条の2 建築主等は、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等並びに許可等を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめたときは、交付された確認済証又は許可等の通知書の写しを添え、交付者である建築主事又は市長に工事取りやめ届(様式第9号)を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第10号様式)に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

4 (略)

(書類の閲覧)

第18条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の

(申請の取下げの届出)

第14条 確認又は許可等の申請をした者が、その申請を取り下げようとするときは、申請先である建築主事又は市長に取下届(第9号様式)を提出しなければならない。

2 (略)

(工事取りやめの届出)

第14条の2 建築主等は、法第6条第4項又は法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物等並びに許可等を受けた建築物若しくは工作物の工事を取りやめたときは、交付された確認済証又は許可等の通知書の写しを添え、交付者である建築主事又は市長に工事取りやめ届(様式第10号)を提出しなければならない。

(手数料の減免)

第15条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定により手数料の減額又は免除を受けようとする者は、手数料減免申請書(第11号様式)に被害を受けたことを証するものを添えて市長に提出しなければならない。

4 (略)

(書類の閲覧)

第18条 法第93条の2(法第88条第2項において準用する場合を含む。)の

規定により省令第11条の4第1項に規定する書類（以下「概要書」という。）を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2及び3 （略）

4 前項第2号から第4号までに定める目的で概要書を閲覧しようとする者は、細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

5 （略）

規定により省令第11条の4第1項に規定する書類（以下「概要書」という。）を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2及び3 （略）

4 前項第2号から第4号までに定める目的で概要書を閲覧しようとする者は、細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

5 （略）

第3号様式を次のように改める。

(裏面)

5 工 事 種 別	増築、改築、用途変更、大規模の模様替
6 本申請に係る部分の用途	
7 参 考 事 項	

備考 1 (B)(C)欄に減少部分(除却部分)があるときは、その数字を朱書して下さい。

2 4のホ、へについては、外壁及び軒裏の構造を7に記入して下さい。

第5号様式を次のように改める。

許可申請書（建築物）

（第一面）

四日市市特別工業地区建築条例第 条ただし書による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

四日市市長

年 月 日

申請者氏名

印

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	
年 月 日	年 月 日		
第 号	第 号		
係員印	係員印		

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

【5. 道路】

【イ. 幅員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】 () () () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】 () () () () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () () () ()

【ヲ. 老人ホーム等の部分】 () () () () () ()

【ワ. 延べ面積】 m²

【カ. 容積率】 %

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第10条関係）

許可通知書

第 年 月 号
日

申請者 様

四日市市長 印

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所又は築造場所
3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、四日市市特別工業地区建築条例第 条ただし書の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

条件：

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第6号様式から第6号様式の5までを次のように改める。

第6号様式（第11条関係）

四日市市建築基準法施行細則第11条第1項の規定による

建築協定認可申請書

第70条第1項 建築基準法 第76条の3第2項 の規定による建築協定の認可を申請します。 年 月 日 四日市市長 申請者 住所 (代表者) 氏名 印					
1 協定代表者の住所及び氏名		電話 () — 番			
2 代理人の住所及び氏名		電話 () — 番			
3 協定 区域	地名・地番				
	用途地域		防火地域		
	その他の区域・地域・地区				
4 協定 事項 の要	建築物の（敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・建築設備）に関する基準				
5 有効期間					
6 違反があった場合の措置					
7 協定区域の面積		㎡			
8 土地の所有者等の人数	土地 の 所有者	建築物の所有を 目的とする		法第77 条に規定 する建築 物の借主	合計
		地上権者	賃借権者		
	人	人	人	人	人
※ 受付欄		※ 備考			

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。
用紙の大きさは、A4とする。

第6号様式の2（第11条関係）

認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

四日市市長 印

上記による申請書及び添付図書に記載の建築協定について、建築基準法第 条第 項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 協定区域の場所

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第6号様式の3（第11条関係）

四日市市建築基準法施行細則第11条第3項の規定による

建築協定変更（廃止）認可申請書

第74条第1項 建築基準法第76条第1項の規定による建築協定の変更（廃止）の認可を申 第76条の3第6項 請します。						年	月	日				
四日市市長			申請者 住所			(代表者) 氏名			印			
1 協定代表者の住所及び氏名			電話 ()			— 番						
2 代理人の住所及び氏名			電話 ()			— 番						
3 変更（廃止）しようとする協定の認可年月日・番号			年			月			日	第	号	
4 変 更 の 概 要	イ 協 定 区 域											
	ロ 建築物に関する基準 （敷地・位置・構造） （用途・形態・意匠） 建築設備											
	ハ 有 効 期 間											
	ニ 違反があった場合の措置											
	ホ 協定区域の面積											
5 土地の所有者等の人数			土 地 の 所有者	建 築 物 の 所 有 を 目 的 と す る		法 第 7 7 条 に 規 定 す る 建 築 物 の 借 主		合 計				
			地上権者	賃借権者								
			人	人		人		人				
6 廃止に同意する者の人数			人	人		人		人				
※ 受 付 欄			※ 備 考									

注意 ※印のある欄は、記入しないでください。
用紙の大きさは、A4とする。

第6号様式の4（第11条関係）

認可通知書

第 年 月 日

申請者 様

四日市市長 印

上記による申請書及び添付図書に記載の建築協定の変更（廃止）について、建築基準法第 条 第 項の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 協定区域の場所

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

第6号様式の5（第11条の2関係）

一人建築協定効力発生届

年 月 日				
四日市市長				
申請者 住所 (代表者) 氏名 印				
四日市市建築基準法施行細則第11条の2の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。				
記				
認可年月日	年 月 日		認可番号	第 号
建築協定名			協定が効力を生じた日	年 月 日
番号	住所及び氏名	地名及び地番	土地に関する 権利の種別	土地の所有権等の 取得年月日
1	印		1 所有権 2 地上権 3 賃借権	年 月 日
2	印		1 所有権 2 地上権 3 賃借権	年 月 日
3	印		1 所有権 2 地上権 3 賃借権	年 月 日
4	印		1 所有権 2 地上権 3 賃借権	年 月 日
5	印		1 所有権 2 地上権 3 賃借権	年 月 日

注意 建築協定書の写しを添付してください。
用紙の大きさは、A4とする。

第6号様式の5の次に次の2様式を加える。

第6号様式の6（第11条の3関係）

借地権消滅等届

年 月 日	
四日市市長 届出者 住所 氏名 印 建築基準法第74条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。 記	
建 築 協 定 名	
認 可 年 月 日	年 月 日 認 可 番 号 第 号
借地権消滅 換地処分	年月日 年 月 日
土 地 の 地 名 地 番	
土 地 の 所 有 者	住 所 氏 名
※ 受 付 欄	備 考

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないで下さい。
- 2 仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記載してください。
 なお、土地所有者の住所氏名は記載する必要はありません。

第6号様式の7（第11条の4関係）

建築協定加入届

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>四日市市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印</p> <p style="text-align: center;">第1項 建築基準法第75条の2 の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。 第2項</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
建築協定名			
認可年月日	年 月 日	認可番号	第 号
土地の地名 地 番			
権 利 関 係	土地の所有者 建築物の所有を目的とした借地権を有する者 法第77条に規定する建築物の借主		
敷地面積	m ²		
建築物の用途			
※ 受 付 欄	備 考		

備考 1 ※印のある欄は記載しないで下さい。

第7号様式を削り、第8号様式を第7号様式とし、第9号様式から第11号様式までを1様式ずつ繰り上げる。

第10号様式の次に次の1様式を加える。

四日市市長

概要書閲覧等申請書

概要書の種類	<input type="checkbox"/> 建築計画概要書 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
閲覧等申請者	氏名		
	住所		
敷地の位置	四日市市		
建築主等	氏名		
	住所		
確認年月日等	年 月 日		
閲覧等の目的			
区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し等の交付		
写し等の作成費用	枚 円	納付 <input type="checkbox"/> 済	担当者
備考			受付印

- 注1 「閲覧等の目的」は、具体的に記載してください。
 2 「備考」欄は、何も記載しないで下さい。

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第18条関係）

年 月 日

四日市市長

細則第18条第2項第4号の適用除外に係る概要書閲覧申請書兼誓約書

概要書の種類	
閲覧申請者	住所
	氏名 印
閲覧する者	住所
	氏名
概要書の範囲	
閲覧目的	
調査結果	公表の方法
	公表の時期
閲覧により取得した情報	管理の方法
	廃棄の方法
	廃棄の時期
誓約事項	建築基準法の目的を踏まえ、閲覧目的外に利用しないこと及び四日市市個人情報保護条例を遵守することを誓約します。

第13号様式を削る。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)